

パブリック・コメント制度による

## 「第六次富士市総合計画（案）」

に対する意見募集について

- 意見募集期間 令和3年7月15日（木）から令和3年8月16日（月）
- 意見の提出方法
  - 直接の場合 富士市役所8階 企画課へ
  - 郵送の場合 〒417-8601  
富士市永田町1丁目100番地  
富士市総務部企画課あて
  - FAXの場合 0545-53-6669
  - Eメールの場合 [so-kikaku@div.city.fuji.shizuoka.jp](mailto:so-kikaku@div.city.fuji.shizuoka.jp)
  - 市ウェブサイト パブリック・コメントコーナーから  
専用フォームへ
- 意見の記載方法 様式は問いませんが、案件名「第六次富士市総合計画（案）」、  
意見、住所、氏名、電話番号を明記してください。

令和3年7月

富士市 総務部 企画課

# I 序論

## 第1章 計画策定の目的

今後も、社会経済情勢の著しい変化が予想される中、地域をリードする中核的な都市として周辺自治体と連携・協力しながら、地域全体の持続的発展と魅力向上を図るとともに、SDGs 未来都市として様々な社会課題の解決に向けた新たな成長力を生み出し、経済、社会、環境の三側面が調和した持続可能な未来を切り拓いていく必要があります。

このため、「富士30年構想<sup>※1</sup>」の基本理念を踏まえ、市民や事業者、行政が相互に連携・協力し、パートナーシップを深め、地域の力を結集することが重要となります。

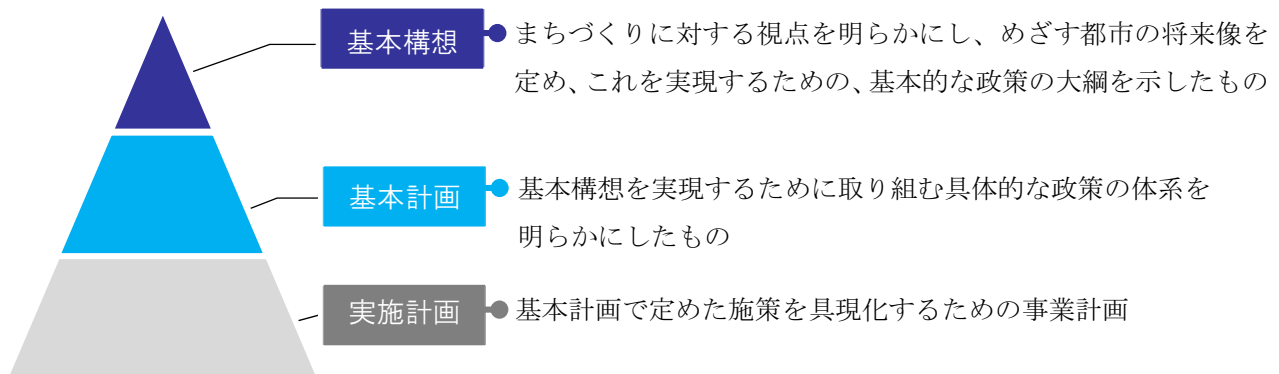
こうしたことを前提とし、本市が多様性を尊重するとともに独自性や創造性を発揮し、「めざす都市像」を実現するための新たな指針として、第六次富士市総合計画を策定します。

## 第2章 計画の構成と計画期間

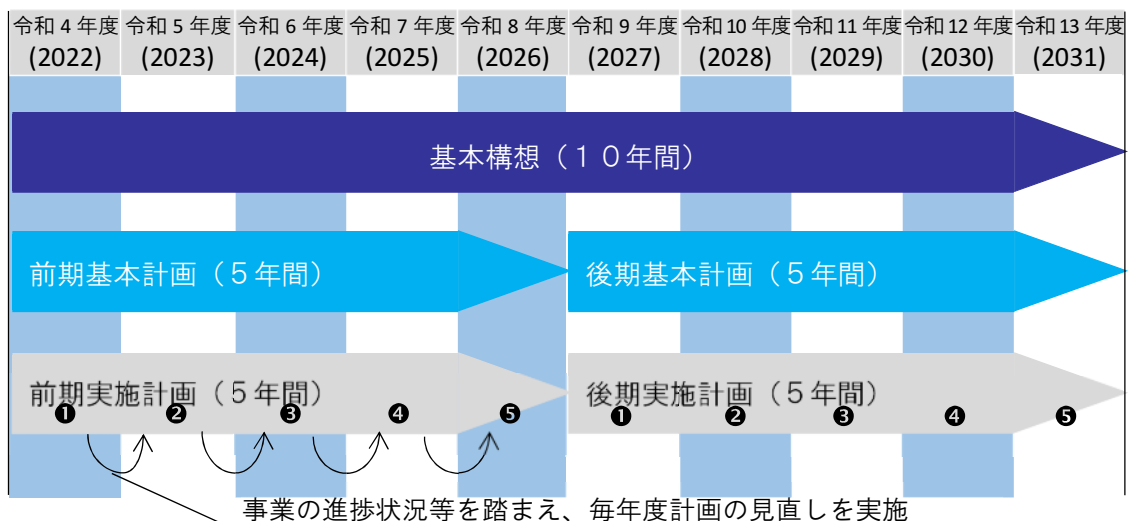
本計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3層で構成します。

計画期間については、基本構想は長期的な視点を踏まえ令和4（2022）年度から令和13（2031）年度の10年間とし、基本計画は社会経済情勢の変化に的確に対応できるよう、前期5年間、後期5年間とします。また、実施計画は5年間とし、毎年度見直しを実施します。

### 《 計画の構成 》



### 《 計画期間 》



※1 富士30年構想：将来を長期的に展望したランドデザインとして、本市が理想とする姿を描いた構想であり、計画期間は1996年から2025年の30年間。

## II 基本構想

### 第1章 まちづくりの視点

時代の展望や市民意識などを踏まえ、10年先、さらにはその先の未来に向けて、次のような視点からまちづくりを進めていきます。

まもる

守

災害が起きた場合でも被害を最小限にとどめ、迅速な復興ができるような強靱さを向上させる対策がハード・ソフトの両面から求められています。また、災害だけでなく、事故や犯罪などから、市民や事業者の生命・財産を守り、安全で安心して暮らし続けられるまちづくりを進める必要があります。

はぐくむ

育

子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを進め、地域全体で育む環境を整備していくことが必要です。また、未来に輝き続けるまちを実現するため、地域社会を支える豊かな人材を育むまちづくりを進める必要があります。

ささえる

支

だれもが健康で元気に活躍できるまちの実現が求められています。地域医療体制の維持・充実や市民の健康寿命を延伸する取組の充実を図るとともに、だれもが様々な活動の担い手として活躍できる機会を拡大し、互いに支え合い・助け合うまちづくりを進める必要があります。

たもつ

保

環境への負荷を軽減する取組や循環型社会の構築などを更に進めて、美しい環境を保全し、次代へ確実に引き継いでいくまちづくりを進める必要があります。

つくる

創

本市がこれまでに培った人材・技術の集積や魅力ある地域資源などの強みを活かし、産学官が連携・協働して、生産性や稼ぐ力を高める取組や新産業の創出に向けた取組を推進するほか、だれもが働きやすい環境を整備するなど、本市の活力を創り出すまちづくりを進める必要があります。

つなぐ

繋

新たな繋がりや交流を生み出し、交流人口や定住人口の増加だけでなく、地域との多様な関わりを持つ関係人口の拡大を図る必要があります。また、近隣自治体などとの繋がりをより一層深め、地域全体で魅力を高めるまちづくりを進める必要があります。

つづける

続

市街地の拡散を防ぐとともに、必要な都市機能の集約化や拠点間の連携によるサービスの効率性を確保し、既存ストックの有効活用やコミュニティを維持する施策展開など、集約・連携型の都市づくりを進め、市民生活の利便性を確保し、快適に暮らし続けられるまちづくりを進める必要があります。

## 第2章 めざす都市像

世界文化遺産・富士山は、日本一の頂を持つわが国のシンボルであり、世界に名だたるその雄大かつ優美な存在は、市民の誇りであり、心のよりどころでもあります。

私たちの暮らしとともにある富士山に見守られながら、市民一人ひとりが自らの希望を実現し、いきいきと輝けるまちを築いていくため、

富士山とともに 輝く未来を拓くまち <sup>ひら</sup>ふじ

を、本市のめざす都市像とし、この都市像を具現化し、魅力あるまちづくりを進めるため、次の7つのまちの姿を基本目標として、諸施策を展開していきます。

安心できる暮らしを守るまち  
次代を担うひとを育むまち  
支え合い健やかに過ごせるまち  
豊かな環境を保ち継承するまち  
活力を創り高めるまち  
魅力を活かし人と人を繋ぐまち  
快適な暮らしを続けられるまち

## 第3章 政策の大綱

### 安心できる暮らしを守るまち

まちの主役は市民です。ライフスタイルや価値観が更に多様化する中、年齢や性別、国籍に関わらず、一人ひとりが輝き、地域の力が発揮できるまちを目指すとともに、市民と地域、関係団体、事業者などと協働して、様々な地域課題に向き合い、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めます。

また、南海トラフ地震、台風や局地的豪雨等の大規模な自然災害の発生リスクが高まる中、これらの災害から市民の生命や財産を守るため、地域防災力の強化、河川整備などの治山・治水対策、消防・救急体制の充実を図るほか、災害リスクの把握、市民や事業者等と協働した支援体制の確立、災害情報の収集・発信の充実など、ハード・ソフト両面からの総合的な対策を強化し、災害に強いしなやかさを持ったまちづくりを進めます。

さらに、日常生活において、交通事故や犯罪、消費者被害などに巻き込まれないよう、関係機関や地域と連携して市民の安全を守る取組を充実し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

### 次代を担うひとを育むまち

子どもは次代を担う地域の宝です。少子化が進行する中、結婚・妊娠・出産から子育て期までの切れ

目のない支援を行うほか、子育て支援団体・事業者と連携した子育て支援施策の展開、多様な保育ニーズへの的確に対応するなど、安心して子育てができるよう、子育て家庭への支援を充実し、地域全体で育む環境を整備します。

また、未来を築く子どもたちが、「豊かな心、確かな学力、健やかな体」を身に付けられるよう、学校・家庭・地域が連携協力した教育環境の充実を図るとともに、少子化や急速に進む国際化・情報化など時代の変化に的確に対応し、持続可能な社会の担い手となる人材の育成に取り組みます。

さらに、多様な教育機会の確保と学ぶ場の充実を図り、生涯にわたって、文化やスポーツに親しみ、学び続けられる環境づくりを進めます。

### 支え合い健やかに過ごせるまち

すべての市民が元気で心身ともに健やかに暮らし、健康寿命を延伸できるよう、生涯を通じての健康づくりや保健予防の取組などを推進するとともに、少子高齢化の進行や感染症の流行などによる医療・介護需要の増や変化に対応した地域医療体制の維持・充実などを図ります。

また、年齢や障害等に関係なく、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる共生社会を実現するため、支援を必要とする人への適切な介護・福祉等のサービス提供体制の充実を図るとともに、主体的に社会・地域活動へ参加し活躍できる仕組みづくりや支援を行うなど、市民、各種団体、関係機関、行政などが一体となり、互いに支え合い・助け合うまちづくりを進めます。

### 豊かな環境を保ち継承するまち

地球温暖化への対策など、地球環境の保全活動への支援や啓発などの取組を進めるとともに、ごみの発生抑制・適正処理や資源の有効活用など循環型社会の構築、多様な生物や生態系の保全と再生、身近な生活環境の保全など、市民、事業者、行政が一体となって、富士山麓の豊かでうるおいのある環境を未来に引き継いでいくための取組を進めます。

また、安全な水道水の安定的な供給や生活排水対策の計画的な推進など、豊かな水資源の有効活用と水環境の保全を図る取組を進めます。

### 活力を創り高めるまち

本市の恵まれた地域資源や立地優位性を活かし、地域経済を活性化させるため、企業立地の受け皿を整備して企業誘致・留置を進めるとともに、生産技術の革新や人材育成・労働力確保を促進し、既存産業の活性化支援や産学官の連携による新産業の創出などを図ります。

また、魅力ある店舗や商品づくりなどの支援による商業振興や田子の浦港の港湾機能の更なる強化などによる流通機能の活性化を進めるとともに、農林水産業では、特色ある地場製品のブランド化・六次産業化による販路拡大や商品開発の支援、生産基盤の強化や担い手の確保・育成などを図ります。

さらに、生産年齢人口が減少する中、若い人材の雇用確保を進めるとともに、テレワークなどの柔軟で多様な働き方の導入を促進するほか、女性や高齢者、外国人などの雇用環境整備を支援します。

### 魅力を活かし人と人を繋ぐまち

東京圏への一極集中が止まらない中、生活の場としてのまちの魅力を高め、地方へ人の流れを生み出す地方創生を更に進めるため、本市が有する人材、自然、歴史・文化、産業など豊かな地域資源を磨き上げ、有機的な連携・活用を図るほか、本市の魅力に関する情報発信を拡充し、本市と様々な形で関わ

る人を増やすとともに、市民が愛着と誇りを持てるまちづくりを進めます。

また、交通ネットワークの整備や情報通信技術の進展、経済のグローバル化等により、ヒトやモノなどの流れが大きく変化する中、観光・文化・スポーツ等の分野において交流を促進するための環境整備を進めるなど、国内外の人やまちなどと新たなつながりを生み出し、関係を深める取組を推進することにより、本市の新たな価値や魅力を創造します。

### 快適な暮らしを続けられるまち

人口減少が進行し、空き家・空き地の増加による都市のスポンジ化や公共交通の撤退・縮小など暮らしに影響を及ぼす課題が顕在化しています。このため、長期的な視点から、都市拠点・生活拠点に主要な都市機能や住居を集約し、公共交通ネットワークで連携させることにより暮らしの質を維持する「集約・連携型」の都市づくりを進めるとともに、地域の特性に応じた適切な土地利用などを図ります。

また、都市基盤の持続可能性や安全性を高めるため、道路・公園などの整備や老朽化・機能向上への対応を図るほか、富士山の眺望を活かしたうらおいのある景観づくりや良好な住環境の形成などに取り組み、快適に暮らし続けられるまちづくりを進めます。

## 第4章 めざす都市像の実現に向けて

めざす都市像の実現に向け、次のような総合的な取組を関連付け、施策を展開していきます。

### SDG s の達成に向けた取組

本市は、SDG s の理念に沿った基本的・総合的な取組を推進しようとする都市として、令和2（2020）年7月に、「SDG s 未来都市」に選定されました。

SDG s の達成に向け、市民や民間事業者等とのパートナーシップにより取り組むことで、複雑化・多様化する行政課題を世界標準の考え方で発想し、解決していくことや、地域固有の課題の解決や特長を活かした発展に結びつけることができます。また、生活の質の向上に資する施策の推進や経済・社会・環境の三側面を繋ぐ統合的な取組による相乗効果の創出などにも繋がります。

このことから、本計画にSDG s の理念や視点を積極的に取り入れて、本市のめざす都市像の実現とSDG s の達成に向け取り組んでいきます。

### デジタル変革を加速する取組

本市が令和2（2020）年8月に行った「デジタル変革宣言」では、「市民サービス」「地域活性化」「行政経営」をデジタル変革の3つの柱として位置付けています。

様々な社会課題の解決を図る諸施策の推進にあたり、幅広い分野でのデジタル変革を加速させ、急速に進化するデジタル技術を最大限活用することで、暮らしの質や価値を高め、安心して豊かなまちづくりを推進します。



# III 前期基本計画

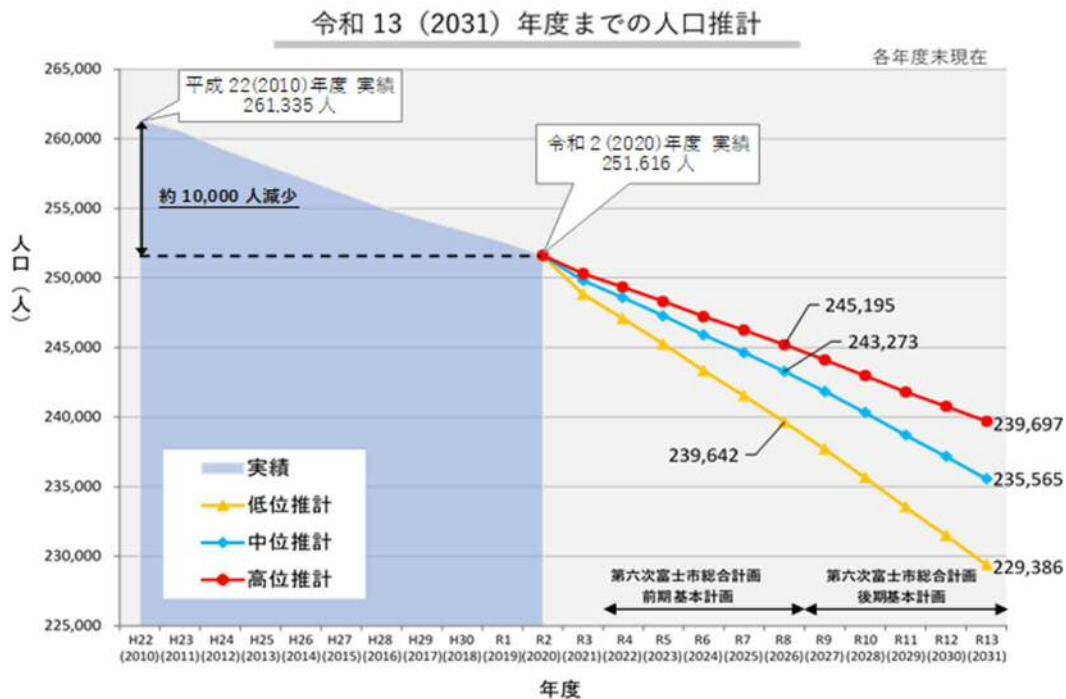
## 第1部 総論

### 第1章 計画のフレーム

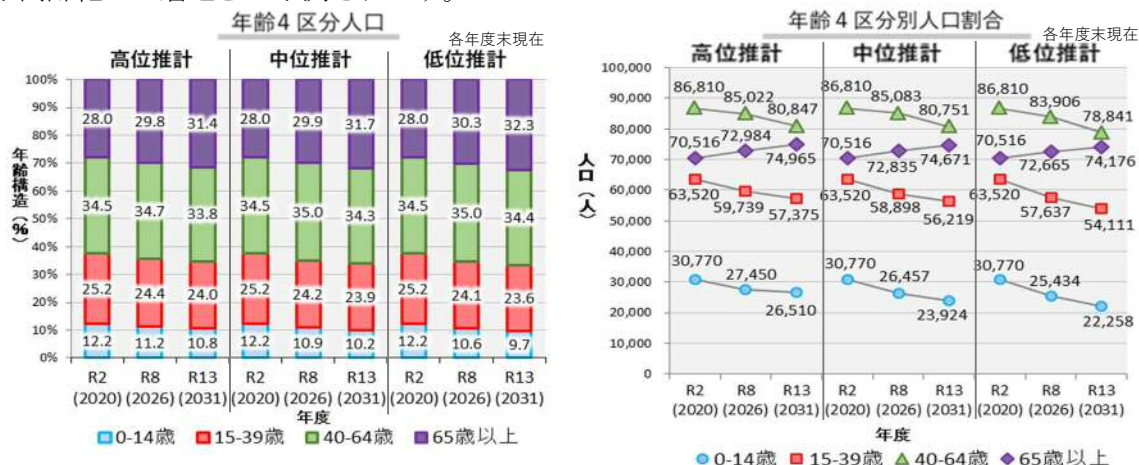
#### 第1節 人口・世帯

本市の人口は、平成22(2010)年をピークに減少に転じ、令和2(2020)年度末の人口は251,616人であり、第五次富士市総合計画が開始した平成22(2010)年度末から約10,000人減少しています。死亡数が出生数を上回る自然減と転出者数が転入者数を上回る社会減が人口減少の要因となっていますが、近年は自然減の減少幅が拡大する一方で、社会動態は増加に転じています。

推計の結果、前期基本計画が終了する令和8(2026)年度末の人口は、「出生率が上昇し、転入超過が継続するケース(高位推計)」が245,195人、「出生率は横ばいに推移し、転入超過が継続するケース(中位推計)」で243,273人、「出生率が減少し、転出入が均衡するケース(低位推計)」で239,642人になり、その後も減少傾向が続くと予測されます。



年齢4区分人口は、老年人口(65歳以上)が一貫して増加し、令和8(2026)年度には29%、令和13(2031)年度には31%を超えると予測されます。一方で、それ以外の年齢区分人口は減少し、少子高齢化が一層進むと予測されます。



## 第2節 土地利用

地域区分は、市域における自然的・社会的・経済的条件等を考慮し、保全の地域、保全と共生の地域、共生の地域、都市活動の地域の4区分とします。また、9つのゾーンを設定し施策を推進します。

### 地域区分

- 1 保全の地域
- 2 保全と共生の地域
- 3 共生の地域
- 4 都市活動の地域

### ゾーン

- 1 産業活力創造ゾーン
- 2 インターチェンジ周辺新市街地形成ゾーン
- 3 歴史・文化ふれあい交流ゾーン
- 4 富士川レクリエーション交流ゾーン
- 5 まちなかまちづくりゾーン
- 6 田子の浦港みなとまちづくりゾーン
- 7 浮島ヶ原緑地保全ゾーン
- 8 潤い湧水保全ゾーン
- 9 スポーツウェルネス交流ゾーン

土地利用構想図

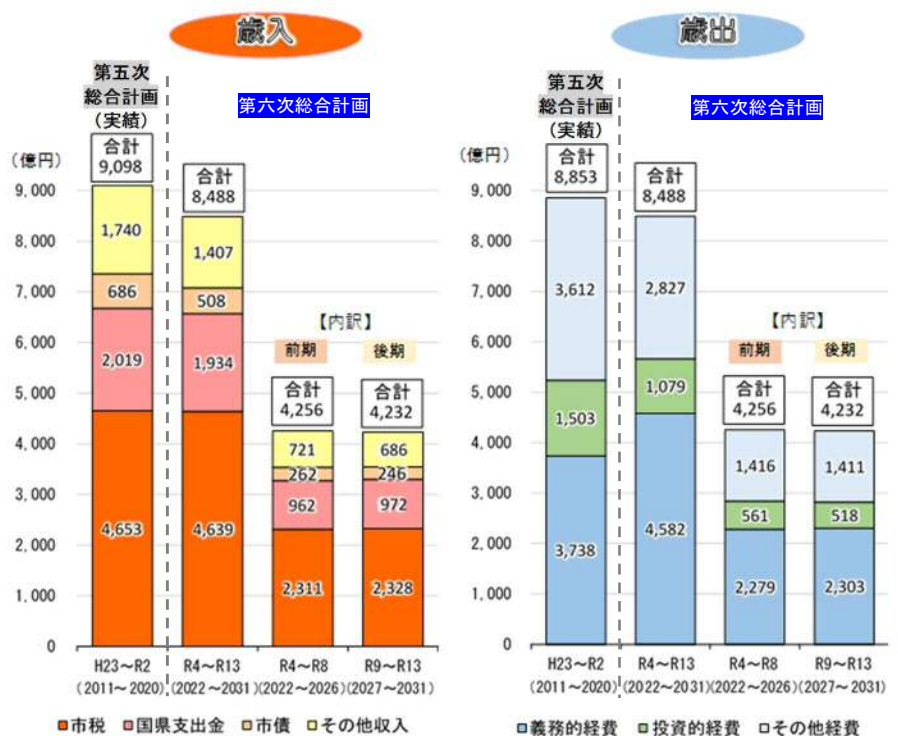


## 第3節 財政

前期基本計画の予算規模は概ね4,256億円、このうち普通建設事業等に係る投資的経費は561億円になると見込まれ、計画全体の予算規模は概ね8,488億円、このうち普通建設事業等に係る投資的経費は1,079億円になると見込まれます。

※ 「財政の推移と予測（一般会計）」は、令和3年6月に作成したものであり、令和2年度決算を踏まえ見直します。  
 なお、平成23年度から令和元年度までは決算額、令和2年度以降は見込み額です。

財政の推移と予測(一般会計)





## 第2章 めざす都市像の実現に向けた基本姿勢

社会情勢が目まぐるしく変化し、社会課題の複雑化や市民ニーズの多様化が進む中において、新たな価値の創造や課題の解決を図り、市民生活の質や利便性を向上していくために、本市は、令和2（2020）年度に「SDGs 未来都市」に応募し選定されるとともに、「デジタル変革宣言」を行いました。

SDGs の理念や考え方とデジタル技術の進展は、今後の社会を大きく変容させる可能性を持つことから、本計画では、「SDGs の理念の導入」と「デジタル変革の推進」を基本姿勢とし「めざす都市像」の実現を図ります。

### 第1節 SDGsの理念の導入

SDGs の理念に沿った取組を総合的に推進することにより、持続可能な社会を目指します。

- (1) 政策推進の全体最適化
- (2) 地域課題の解決
- (3) パートナーシップの推進



### 第2節 デジタル変革の推進

デジタル変革宣言におけるデジタル技術の最大限の活用は、本市が取り組むあらゆる分野において、市民生活の利便性と満足度を高めるために有効な手段です。

このため、「市民サービス」、「地域活性化」、「行政経営」のデジタル変革を3つの柱として、デジタル技術の活用を強力に推進します。

### 富士市デジタル変革宣言

富士市は、急速に進化するデジタル技術を最大限活用し、様々な社会的課題に果敢に取り組むことにより、暮らしの質や価値を高め、安心して豊かなまちづくりを推進していくことを宣言します。

#### 《 デジタル変革を推進する3つの柱 》

#### 「市民サービス」 のデジタル変革

いつでも、どこからでもオンラインでできる手続を拡充し、デジタル格差に配慮しつつ、便利で安心な市民サービスの実現を目指します。

#### 「地域活性化」 のデジタル変革

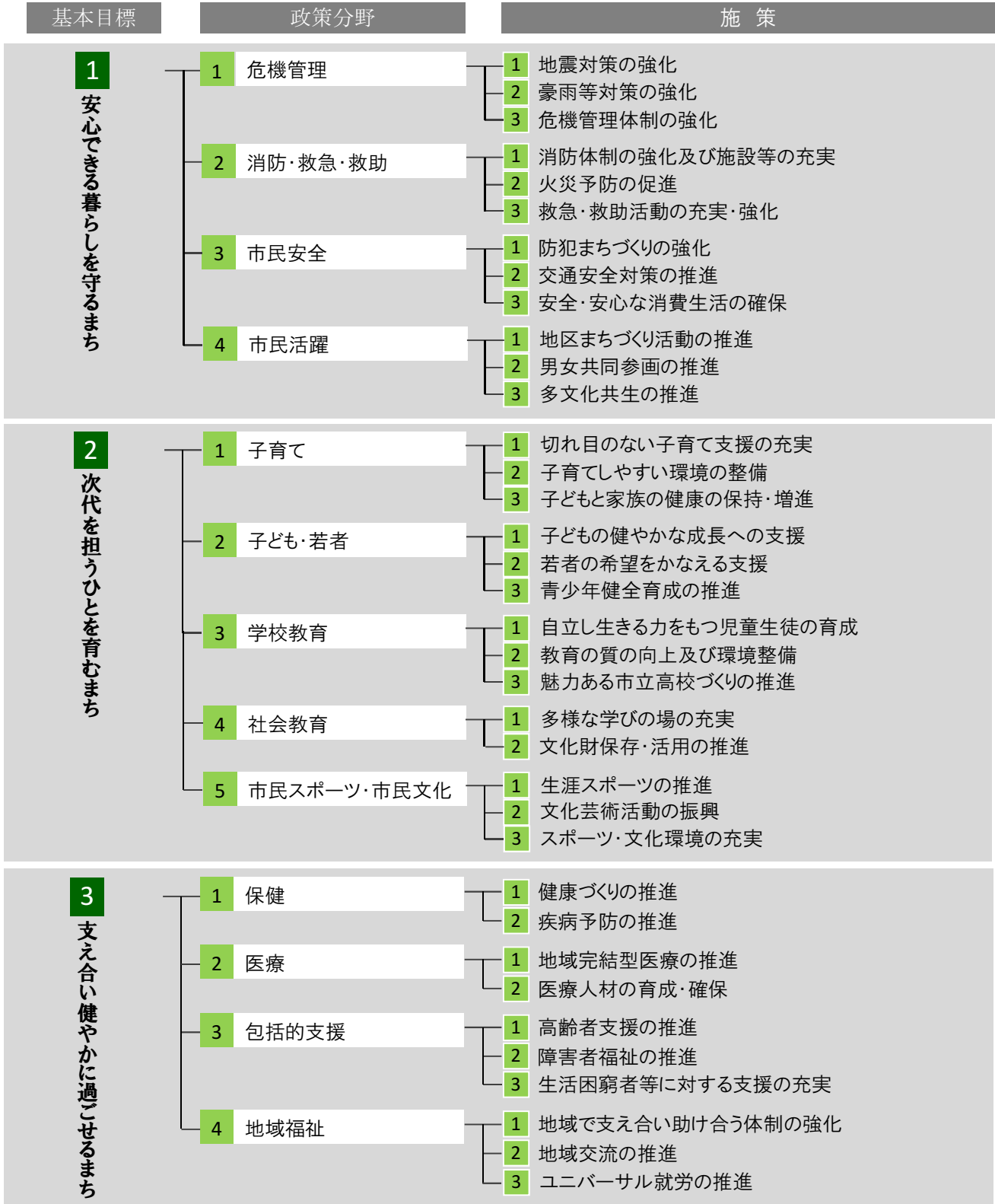
デジタル格差のない魅力的な地域づくりとともに、産業の活性化や都市機能の高度化を目指します。

#### 「行政経営」 のデジタル変革

新たなデジタル技術の活用を積極的に進め、生産性の高い行政経営を目指します。

### 第3章 政策の体系

「めざす都市像」を具現化するための7つの基本目標、27の政策分野について体系化し、各政策分野に位置付ける73施策を表しています。



基本目標

政策分野

施策

4 豊かな環境を  
保ち継承するまち

- 1 地球環境
  - 1 気候変動対策の推進
  - 2 環境教育・環境活動の推進
- 2 自然・生活環境
  - 1 自然環境の保全・再生
  - 2 良好な生活環境の確保
- 3 循環型社会
  - 1 廃棄物の3Rの推進
  - 2 廃棄物適正処理の推進
- 4 水利用
  - 1 安全で安心できる水道水の持続的な供給
  - 2 生活排水対策の推進

5 活力を創り高めるまち

- 1 ものづくり産業
  - 1 新産業・成長産業への参入支援
  - 2 既存産業の活性化支援
  - 3 企業立地の促進
- 2 商業・流通・サービス産業
  - 1 まちなかのにぎわい創出支援
  - 2 商業振興によるまちの活性化
  - 3 港湾の利活用推進
- 3 農林水産業
  - 1 地場製品の生産支援と付加価値の向上
  - 2 生産基盤の保全・拡充
  - 3 担い手の確保・育成
- 4 中小企業等振興
  - 1 経営基盤の強化及び起業・創業支援
  - 2 雇用及び就労への支援
  - 3 労働環境の充実

6 魅力を活かし  
人と人を繋ぐまち

- 1 観光
  - 1 富士山活用の推進
  - 2 観光資源の活用
  - 3 観光インフラの整備
- 2 シティプロモーション
  - 1 まちのブランド強化及び愛着と誇りの醸成
  - 2 移住定住の促進
- 3 交流
  - 1 スポーツ交流の推進
  - 2 文化芸術を通じた交流の創出
  - 3 国際交流の促進

7 快適な暮らしを  
続けられるまち

- 1 市街地形成
  - 1 土地利用の適正化
  - 2 魅力あふれるまちなかの形成
  - 3 都市のスポンジ化の抑制
- 2 交通・道路
  - 1 公共交通の充実
  - 2 快適な道路ネットワークの構築
  - 3 道路メンテナンスの推進
- 3 景観・公園・住宅
  - 1 美しい景観の保全・創出
  - 2 花と緑の環境の創出
  - 3 安心して快適な住宅の確保

## 第4章 重点戦略

本市では、少子高齢化と人口減少の進行により、将来的に市民生活や企業活動の維持が難しくなっていくことが見込まれます。

本市のめざす都市像である「富士山とともに 輝く未来を拓くまち ふじ」を具現化するためには、急激な人口減少を緩やかにするとともに、地域経済が発展し、まちに活気が溢れ、市民が充実感をもって暮らすことができるような好循環を構築する必要があります。

このため、人口減少や新型コロナウイルスの感染拡大による影響、「フジ6未来創造懇話会」の意見、市民アンケート等を踏まえ課題を整理し、これらを克服するための重点戦略により総合計画の着実な推進を先導していきます。

### 第1節 重点課題

市民からの意見を参考に、人口減少の加速化に歯止めをかけ、本市が持続的に発展する好循環を構築するために取り組む重点課題を整理しました。

#### 課題1 自然災害や感染症などへの対策の推進

市民や事業者の生命・財産を守るため、防災・減災、感染症対策の充実が求められています。

#### 課題2 地域産業の活性化と魅力的な就労場所の確保

安定した市民生活の基盤を確保するため、地域産業の活性化や魅力的な就労機会の確保が必要です。

#### 課題3 結婚、出産、子育てへの不安の解消

結婚、出産、子育てへの不安の軽減を図るため、結婚や出産を希望する方への支援や、子育てしやすい環境の整備が求められています。

#### 課題4 将来にわたって生活の質を確保

将来にわたって市民生活の質を確保するため、暮らしやすい環境の維持が求められています。

#### 課題5 住む楽しさやまちの魅力の創出

まちに魅力を高め、人を呼び込むため、シティプロモーションの推進や多様な交流機会の創出が必要です。



## 第2節 課題解決に向けた5つの戦略

本市の重点課題に対して、迅速かつ効果的に取組を進めていくための重点戦略として、次の5つの戦略を位置付け、「富士市まち・ひと・しごと創生総合戦略」<sup>※1</sup>として展開し、人口減少による将来の影響を抑え、現状の課題に対応しながら、地域における好循環の形成を図ります。

また、重点戦略の推進にあたっては、SDGsの理念や考え方を取り入れ、デジタル技術の最大限の活用を図っていきます。

### 戦略 1 災害等への対策を強化し、安全・安心なまちづくり

自然災害等に対する安全・安心の確保は、市民生活や企業活動を将来にわたって継続的に行うための根幹となります。

このため、安全・安心なまちづくりに取り組み、激甚化する豪雨・水害などへの対策を強化するとともに、今後想定される大規模地震等による被害の軽減を図るほか、防犯まちづくり体制の強化や感染症対策の充実など、市民や事業者が安心して活動できる社会基盤の強化を目指します。

#### 主な取組

- 地震対策の強化
  - 危機管理体制の強化
  - 防犯まちづくりの強化
  - 医療人材の育成・確保
- など



### 戦略 2 活力ある産業を集積し、やりがいを感じるしごとづくり

生活基盤を安定させ、充実した生活を送るためには、魅力ある多様な就労機会を創出し、個々のライフスタイルに合った就労を支援する必要があります。

このため、コロナ禍により影響を受けた地域経済の速やかな回復を図るとともに、産学金官の連携による新産業の創出や既存産業の活性化支援、企業誘致などにより、産業の集積と雇用の機会の拡大を図ります。

また、女性が活躍できる産業の創出や、働きたくても働くことのできない方への支援を行い、就労を希望する人がやりがいをもって仕事ができる環境の創出を推進します。

#### 主な取組

- 雇用及び就労への支援
  - 新産業・成長産業への参入支援
  - 既存産業の活性化支援
  - 経営基盤の強化及び起業・創業支援
- など



※1 富士市まち・ひと・しごと創生総合戦略：人口急減・超高齢化という大きな課題に対して、本市の特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指した戦略であり、第1期計画を平成27(2015)年に策定している。

### 戦略 3

### 結婚・出産・子育て等の希望を実現できる社会づくり

若い世代の未婚率の増加や出生率の低下は、経済的負担感や結婚、出産、子育ての各ステージにおける生活の変化に対する不安などの要因が複雑に絡み合っていることから、結婚・出産子育ての各ステージにおける希望を実現できる社会環境を整える必要があります。

このため、結婚・妊娠・出産・子育てに至る切れ目ない支援を行うとともに、教育環境の充実やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

#### 主な取組

- 切れ目のない子育て支援の充実
- 子育てしやすい環境の整備
- 教育の質の向上及び環境整備
- 労働環境の充実 など



北西部児童館の様子

### 戦略 4

### 地域と拠点がつながり、快適に暮らせる環境づくり

安心して住み続けたいと思うまちを実現するためには、都市機能の充実や日常生活におけるサービス機能を維持・確保する必要があります。

このため、生活に必要な施設を公共交通の結節点である拠点に集約配置し、これらの拠点と各地域が連携し、生活の質が低下しないまちづくりを進めるとともに、既存集落地における暮らしの質の維持やまちなかにおけるにぎわい空間の創出を図ります。

#### 主な取組

- 地区まちづくり活動の推進
- 魅力あふれるまちなかの形成
- 都市のスポンジ化の抑制
- 公共交通の充実 など



富士駅北口再開発（イメージ図）

### 戦略 5

### 人を呼び込み、にぎわいと交流を生む魅力づくり

多様な人を呼び込み、地域を活性化していくためには、本市の特色などを活かし、まちの魅力を向上させるとともに、市内外に積極的に情報を発信していく必要があります。

このため、本市の様々な地域資源の魅力をより一層高めるとともに、シティプロモーションの推進による情報発信の強化のほか、国内外から人々が集まる機会の創出を図ります。

#### 主な取組

- 富士山活用の推進
- まちのブランド強化及び愛着と誇りの醸成
- 移住定住の促進
- スポーツ交流の推進 など



富士山登山ルート3776（ルート図）





## 第3部 総合計画の推進にあたって

### 第1章 総合計画を推進するための取組

今後も確実に進行していく少子高齢化による人口減少や、社会経済情勢が急激に変化しても、限られた経営資源を効果的かつ効率的に活用するとともに、財政の健全性を維持し、本計画に位置付けた各施策を着実に推進していくための横断的な取組として、「質が高く柔軟な行政経営」と「持続可能な財政運営」を位置付けます。

#### 第1節 質が高く柔軟な行政経営

- (1) 多様な主体との協働
- (2) 民間活力の導入
- (3) 広域行政の推進
- (4) 窓口サービスの充実
- (5) 情報発信の推進と的確な市民ニーズの把握
- (6) 情報公開と個人情報保護の遵守
- (7) 業務執行体制の最適化
- (8) 人材の確保・育成

#### 第2節 持続可能な財政運営

- (1) 持続可能な財政基盤の形成
- (2) 公共施設マネジメントの推進

### 第2章 総合計画の進行管理

#### 第1節 行政評価を活用した指標の進行管理

本計画では、施策や事業を推進した結果、将来の本市がどのような状態になるのかをわかりやすく表現するために、各政策分野を代表する指標として「成果指標」を設定しました。

200人の市民で構成する総合計画モニターへのアンケート調査により「成果指標」を毎年測定し、その結果を各施策の達成度合い等に基づき検証し、施策評価を行うとともに、各施策に紐づく事務事業の評価も併せた行政評価を実施計画にフィードバックしていきます。

また、後期基本計画策定時には、世論調査により本計画を評価し、その結果を後期基本計画へフィードバックしていきます。

#### 第2節 PDCAサイクルによる継続的な改善

総合計画の実施にあたっては、「Plan（計画）→ Do（実施）→ Check（評価）→ Action（見直し）」という流れを繰り返すことが重要であるため、継続的な見直し・改善に取り組めます。

また、事業立案の際にはEBPM<sup>※1</sup>（証拠に基づく政策立案）の考え方を取り入れるとともに、各政策分野の成果指標及び施策に基づく評価結果を毎年度公表し、成果や課題を市民と共有しながら、課題解決に向け効果的・効率的に施策を推進します。

※1 EBPM：エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキングの略。証拠に基づく政策立案のことであり、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする事です。